

横浜市行政不服審査会答申
(第37号)

平成30年5月16日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

横浜市長の平成 29 年 9 月 5 日付けの審査請求人に対する平成 29 年度市民税及び県民税の賦課決定処分についての審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案概要

審査請求人は、平成 29 年 7 月 7 日付けで、緑税務署長より平成 22 年分から 25 年分までの申告所得税の更正処分（以下「更正処分」という。）を受けた。なお、審査請求人は、更正処分について、同年 9 月 13 日に、東京国税不服審判所長に対してその取消しを求める審査請求を行っている。

審査請求人は、平成 26 年 1 月 1 日時点で横浜市青葉区に住所を有していたことから、青葉区長（以下「処分庁」という。）は、平成 29 年 8 月 4 日、緑税務署長より平成 25 年分所得税に係る更正情報を受領した。そこで、処分庁はかかる更正情報に基づき、税額の計算を行い、同年 9 月 5 日、平成 29 年度（平成 26 年度相当分）市民税及び県民税を 431 万 3,400 円とする賦課決定処分（以下「本件処分」という。）をしたところ、審査請求人は、これに不服があるとして、その取消しを求めて審査請求を行ったものである。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

審査請求人は、平成 29 年 9 月 13 日付けで東京国税不服審判所長に対して、更正処分の全部の取り消しを求めて審査請求を行っており、当該審査請求が認容された場合には、平成 26 年度分の市民税及び県民税の課税標準がゼロとなるのであるから、本件処分は取り消されるべきである。

4 処分庁の主張の要旨

処分庁が、弁明書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

本件処分は、緑税務署長が、平成 29 年 7 月 7 日付けで、審査請求人に対して行った平成 25 年分所得税に係る更正処分に伴い、緑税務署長から送付

された平成25年分所得税の更正情報に基づいて課税した適法な処分である。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」の記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 本件処分の税額決定について

ア 法令等の定め

地方税法（昭和25年法律第226号）は、市民税及び県民税につき、賦課期日（当該年度の初日の属する年の1月1日）現在市内に住所を有する個人に対して均等に課する均等割額と前年の総所得金額等の合計額に応じて課する所得割額の合算額によって課すると定めている（同法第23条第1項、第24条第1項第1号、第32条第1項、第39条、第292条第1項、第294条第1項、第313条第1項及び第318条）。

市民税及び県民税の算定に当たっての総所得金額については、所得税法（昭和40年法律第33号）における計算の例によって算定するとされ（地方税法第32条第2項及び第313条第2項）、同法における総所得金額には、事業所得と譲渡所得とが含まれている（所得税法第22条第1項及び第2項）。市民税及び県民税における生命保険料控除、社会保険料控除、地震保険料控除及び基礎控除については、地方税法第34条第1項第3号、同項第5号、同項第5号の3、同条第2項、同条第7項、第314条の2第1項第3号、同項第5号の3、同条第2項及び同条第7項が定めている。また、同法第315条第1号本文は、上述の個人に対して、政府が総所得金額等を更正し、又は決定した場合には、当該更正し、又は決定した金額を基準として算定すると定めている。

次に、市民税の所得割額については、横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号。以下「市税条例」という。）第29条の2が課税

総所得金額等の合計の 100 分の 6 と定めている（市税条例第 29 条の 2 第 1 項。平成 29 年 10 月横浜市条例第 34 号による改正前のもの。）。

市民税の均等割額については、市税条例第 25 条及び附則第 9 条の 4 の 2 及び横浜みどり税条例（平成 20 年 12 月横浜市条例第 51 号。以下「みどり税条例」という。）第 2 条第 2 項が定めている。

県民税の所得割額については、神奈川県県税条例（昭和 45 年 3 月神奈川県条例第 26 号。以下「県税条例」という。）附則第 39 項第 1 号が、課税所得金額等の 100 分の 4.025 と定めている。

県民税の均等割額については、県税条例第 11 条、附則第 7 項及び附則第 39 項第 2 号が定めている。

イ 本件処分の税額決定について

所得額の課税標準について、地方税法第 315 条第 1 号は、「その者が所得税に係る申告書を提出し、又は政府が総所得金額、退職所得金額若しくは山林所得金額を更正し、若しくは決定した場合においては、当該申告書に記載され、又は当該更正し、若しくは決定した金額を基準として算定する」と定める。

本件においては、緑税務署長が審査請求人に対し平成 29 年 7 月 7 日付けで更正処分をし、処分庁が同年 8 月 4 日に緑税務署から、当該更正処分に係る平成 25 年分の所得税及び復興特別所得税に係る更正情報を受領していることに争いはなく、証拠上も認めることができるから、処分庁が、更正された総所得金額を基準として、本件処分をすることに何ら違法又は不当な点はない。

また、処分庁は、更正された平成 25 年分の総所得金額 4,371 万 5,684 円を基準として、本件処分において、平成 29 年度市民税及び県民税（平成 26 年度分）の税額を 431 万 3,400 円と算定しているが、かかる税額は、地方税法、市税条例、みどり税条例及び県税条例の各規定に従って算定されるものであることは各法令の明文上からも明らかであるから、かかる税額に誤りはない。

ウ 小括

したがって、この点において、本件処分は適法かつ妥当である。

(2) 更正処分に係る審査請求は本件処分の取消事由となるか

審査請求人は、平成 29 年 9 月 13 日付けで東京国税不服審判所長に対して、更正処分の全部の取り消しを求めて審査請求を行っていることから、当該審査請求が認容された場合には、平成 29 年度市民税・県民税（平成 26 年度分）の課税標準がゼロとなることを理由として、本件処分は取り消されるべきであると主張する。

この点、国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 105 条第 1 項は、「国税に関する法律に基づく処分に対する不服申立ては、その目的となった処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない」と定めているところ、審査請求人が、国税不服審判所長に対して更正処分に係る審査請求をしているとしても、その結果、国税不服審判所が裁決により更正処分を取り消すなどしない限り、かかる審査請求の提起それ自体は更正処分に何ら影響を及ぼすものとはいえない。

そして、処分庁が、更正処分を受けて本件処分をすべきことは(1)で述べたとおりであり、本件処分に係る審査請求についても、行政不服審査法第 25 条第 1 項は「審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない」と定めているところ、本件審査請求の提起それ自体は本件処分に何ら影響を及ぼすものではない。

したがって、審査請求人の主張には理由がない。

(3) 結語

上記のとおりであるから、本件処分は、適法かつ妥当である。

(4) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(5) 結論

以上のとおりであるから、5 の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
平成 29 年12月12日	・ 審査請求書（副本）の送付及び弁明書の提出依頼
平成 30 年 1 月 4 日	・ 弁明書等の提出
平成 30 年 1 月17日	・ 弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
平成 30 年 2 月19日	・ 反論書等の提出依頼（再）
平成 30 年 4 月 2 日	・ 審理手続の終結
平成 30 年 4 月 6 日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成30年 4 月18日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
平成30年 5 月16日	・ 調査審議